

採択基準

令和2年6月

岡山県教育委員会

令和3年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について

I 「採択基準」について

1 採択の方針

採択に当たっては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の示すところに基づくほか、次により行うものとする。

- (1) 採択権者は採択における公正確保の徹底を図り、自らの権限と責任において適正な採択を行うこと。特に、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。
- (2) 採択権者は採択の組織及び手続を明確にし、採択事務の適正化を図ること。
- (3) 採択に当たっては、教育基本法や学校教育法に規定された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等、並びに岡山県教育大綱等の理念に則したものであること。
また、「2 採択の観点」を尊重し、別添の「令和3年度使用義務教育諸学校（中学校）の教科用図書（文部科学大臣の検定を経た教科用図書）研究資料」及び「令和3年度使用義務教育諸学校の教科用図書（学校教育法 附則第9条の規定による教科用図書）研究資料」を参考にすること。
- (4) 採択権者は専門的かつ綿密な調査研究を充実させること。
- (5) 採択権者は地域の実情や児童生徒の実態を十分考慮し、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。
- (6) 採択権者は採択に係る情報について、採択終了後には、自らの権限と責任において積極的な公開に努めること。

2 採択の観点

【文部科学大臣の検定を経た教科用図書について】

(1) 内容の特徴・表現

- ① 基礎基本の確実な定着を図るために内容の充実や創意工夫がなされていること。
- ② 知識技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育む言語活動の内容や情報活用能力を育成する活動の内容が充実していること。
- ③ 主体的に学習に取り組む態度を養い、補充的な学習や発展的な学習、家庭での自主的な学習が促される創意工夫がなされていること。
- ④ 他教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連や実生活の場面への活用、探究的な活動の内容が充実していること。
- ⑤ 我が国や郷土の伝統・文化について理解を深め、尊重する態度を育てるとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことができる内容が充実していること。

(2) 構成・配列及び分量、使用上の便宜等

内容が系統的に構成され、学習を効果的に進めるために適切な配列であり、全体の分量及びその配分や表記が指導上適切であることや、目次、索引、凡例、諸表その他使用上の便宜について、よく考慮されていること。

【文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について】

(1) 内容の特徴・表現及び程度

- ・ 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。

(2) 構成・配列及び分量

- ・ 可能な限り系統的に構成されていること。
- ・ 学習を効果的に進めるために適切な配列であること。
- ・ 全体の分量が指導上適切であること。

(3) 使用上の便宜等

- ・ 大きさ、紙質、製本等が教科用図書として使用する上で適切であること。

3 採択の手続

- (1) 市町村（組合）立中学校、県立中学校及び県立中等教育学校前期課程、岡山大学教育学部附属中学校、私立中学校及び私立中等教育学校前期課程の教科用図書（文部科学大臣の検定を経た教科用図書）の採択について

採択権者は、教科用図書の採択に当たって、「教科書採択事務取扱要領」（平成3年3月発行）及び、令和2年3月27日付け元文科初第1807号通知、令和2年3月27日付け元初教科第39号通知に基づき、適正かつ公正に採択を行うこと。

- (2) 市町村（組合）立小・中学校特別支援学級の教科用図書（文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書）の採択について

特別支援学級において、文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書を使用する場合には、採択権者は、「教科書採択事務取扱要領」（平成3年3月発行）及び、令和2年3月27日付け元文科初第1807号通知、令和2年3月27日付け元初教科第39号通知に基づき、適正かつ公正に採択を行うこと。

また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を使用する場合には、採択権者は、「教科書採択事務取扱要領」（平成3年3月発行）及び、令和2年3月27日付け元文科初第1807号通知、令和2年3月27日付け元初教科第39号通知に基づき、適正かつ公正に採択を行うこと。

- (3) 県立特別支援学校、市立特別支援学校及び岡山大学教育学部附属特別支援学校の小・中学部教科用図書（文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書）の採択について

県立特別支援学校、市立特別支援学校及び岡山大学教育学部附属特別支援学校の小・中学部において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書を使用する場合には、採択権者は、「教科書採択事務取扱要領」（平成3年3月発行）及び、令和2年3月27日付け元文科初第1807号通知、令和2年3月27日付け元初教科第39号通知に基づき、適正かつ公正に採択を行うこと。

また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を使用する場合には、採択権者は、「教科書採択事務取扱要領」（平成3年3月発行）及び、令和2年3月27日付け元文科初第1807号通知、令和2年3月27日付け元初教科第39号通知に基づき、適正かつ公正に採択を行うこと。

Ⅱ 「選定に必要な資料」について

- 1 「令和3年度使用義務教育諸学校（中学校）の教科用図書（文部科学大臣の検定を経た教科用図書）研究資料」 別添

- 2 「令和3年度使用義務教育諸学校の教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による教科用図書）研究資料」 別添